

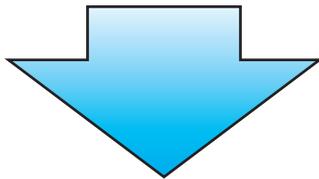
事業主の皆様へ

(愛媛県と県内全市町から、重要なお知らせです。)

**愛媛県内の全市町は、
平成27年度から、個人住民税の
特別徴収を一斉に完全実施します。**

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業主の義務です。

- ◎ 従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、原則として個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）についても給与から天引き（特別徴収）し、納入する義務があります。
【地方税法第321条の4及び各市町の条例により定められています。】
- ◎ 事業主は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則全ての従業員（パート・アルバイト・役員など含みます）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。



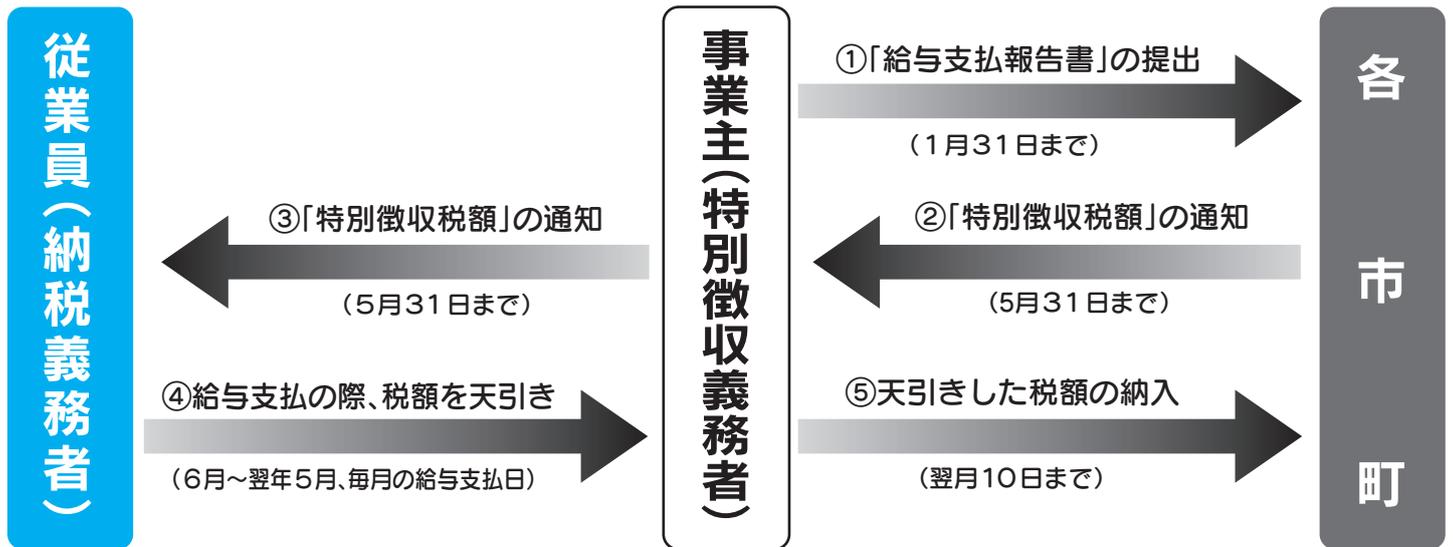
特別徴収未実施の事業主は、従業員の住所地の市町個人住民税担当課で、特別徴収への切替に必要な手続きを行ってください。

(裏面「個人住民税特別徴収の手続に関するお問い合わせ先」をご覧ください)

全ての事業主が、平成27年6月の給与から、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税を天引き（特別徴収）し、各従業員の住所地の市町へ納入していただくこととなります。

※裏面もご覧ください。

個人住民税の特別徴収の方法による納税の仕組み



【税額計算は必要ありません！】

- ・ 個人住民税の特別徴収の場合、所得税のように、事業主が税額計算や年末調整を行う必要はありません。
- ・ 毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに従業員の特別徴収税額の通知をお送りします（あわせて従業員への税額通知もお送りします）ので、事業主はその税額を、毎月の従業員の給与から天引き〔特別徴収〕して、翌月10日までに各従業員の住所地の市町に納めていただきます。

【納期の特例】

- ・ 従業員が常時10人未満の事業所は、市町への申請により、年12回の納期を、年2回とすることができます。

個人住民税特別徴収の手続に関するお問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号
松山市	市民税課	089-948-6290
宇和島市	税務課	0895-49-7010
新居浜市	市民税課	0897-65-1224
大洲市	税務課	0893-24-1711
四国中央市	税務課	0896-28-6009
東温市	税務課	089-964-4403
久万高原町	住民課	0892-21-1111 (代)
砥部町	戸籍税務課	089-962-2061
伊方町	町民課	0894-38-2650
鬼北町	税務課	0895-45-1111 (代)

市町名	担当課	電話番号
今治市	市民税課	0898-36-1510
八幡浜市	税務課	0894-22-3111 (代)
西条市	市民税課	0897-52-1317
伊予市	市民税務課	089-982-1111 (代)
西予市	税務課	0894-62-6401
上島町	住民課	0897-77-2500 (代)
松前町	税務課	089-985-4110
内子町	税務課	0893-44-6153
松野町	町民課	0895-42-1113
愛南町	税務課	0895-72-7301

※従業員の住所地の市町担当課にてお問い合わせください。

個人住民税特別徴収の完全実施の取組に関するお問い合わせ先

愛媛県総務部管理局市町振興課	電話 089-941-2111 (内線 2214)
愛媛県総務部行財政改革局税務課	電話 089-941-2111 (内線 2204)

愛媛県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h10500/tokucho/kanzenjisshi.html>